議案第4号

印西市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

印西市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改 正する条例を次のように制定する。

令和7年2月17日提出

印西市長 藤代 健吾

印西市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 の一部を改正する条例

印西市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27 年条例第35号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「法第2条第8項」を「法第2条第9項」に、同条第3号中 「法第2条第12項」を「法第2条第13項」に、同条第4号中「法第2条第 14項」を「法第2条第15項」に改める。

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第4号審議資料

印西市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 (平成27年条例第35号)の一部を改正する条例の制定について

- 1 改正の要旨 引用する法の条項の整合を図るもの
- 2 改正の理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和6年法律第46号)の成立に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の一部が改正されることに伴うもの

3 施行期日等 令和7年4月1日

4 新旧対照表

施行する。

旧 第1条 第1条 (略) (略) (定義) (定義) 第2条 この条例において、次の各号第2条 この条例において、次の各号 に掲げる用語の意義は、それぞれ当 に掲げる用語の意義は、それぞれ当 該各号に定めるところによる。 該各号に定めるところによる。 (1)(略) (1) (略) (2)特定個人情報 (2)特定個人情報 法第2条第8 法第2条第9 項に規定する特定個人情報をい 項に規定する特定個人情報をい う。 う。 (3) 個人番号利用事務実施者 (3) 個人番号利用事務実施者 第2条第13項に規定する個人番号 第2条第12項に規定する個人番号 利用事務実施者をいう。 利用事務実施者をいう。 (4) 情報提供ネットワークシステ (4) 情報提供ネットワークシステ ム 法第2条第15項に規定する情 ム 法第2条第14項に規定する情 報提供ネットワークシステムをい 報提供ネットワークシステムをい う。 う。 (5)及び(6) (5)及び(6) (略) (略) 以下 (略) 以下 (略) 附則 この条例は、令和7年4月1日から